

事務連絡  
令和6年6月25日

各所属長 様

技術管理・機電施設課長

塗膜厚の管理にかかる運用について（通知）

このことについて、三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月制定）15-7-2-5 塗膜厚の管理 1. (1)測定箇所において、「これにより難しい場合は、監督員と協議する」としてはいますが、小規模な水管橋等、三重県公共工事共通仕様書の規定により難しい場合は、下記の例を参考として、適切に受注者と協議をお願いします。

記

1 運用例

例	測定箇所の例
(例1) 水管橋の塗装面積が10m <sup>2</sup> 未満の場合 (例2) 水管橋1スパンが10m未満の場合 (例3) 口径がφ150以下の水管橋の場合	①1ロットを1水管橋とし、3箇所測定する。 ②1水管橋あたり最低1箇所測定し、1箇所あたり12時、3時、6時、9時の4点を1点あたり5回以上測定を行い、その平均値をその点の測定値とする。 ③同一円周上で、12時、3時、6時、9時の4点の測定することが難しい場合は、水平方向に位置をずらして測定する。

2 適用時期

令和6年7月1日以降起案にかかるものから適用します。

事務担当

技術管理・機電施設課

技術管理班

電話 059-224-2656

FAX 059-224-3043